

**賠償責任を問われる？問われない？**

第 1 回の審査会で、委託保険会社の方から事例に基づいた説明がありましたので、お知らせいたします。

【事例 1】資源回収で空きビン回収のため、車内が液漏れによって汚れた。



⇒予め、回収物品については、知らされている。取扱中にビニル袋が破れたりして、洗浄してないビンの汚れが付着することも予測できる。車の使用者は敷物をしておくなどの予防対策をしておくことが重要になる。車内が汚れたことが、P T A 管理者（＝P T A 会長）の責任とはなりにくい。

【事例 2】環境整備作業中、草刈り機の跳ね石によって他の会員の車に傷が付いた。

⇒業者は草刈り作業で移動式の防御シート等を使用し事故防止に努めて



いる。自分の身を守るための作業服やメガネ等を着用すると同様、他人や他人の物も傷つけないようにする対策が求められる。せめて、作業場所付近の車は移動しておく必要がある。これも、直ちに P T A 管理者（＝P T A 会長）の責任とはなりにくい。

**【P T A 24 保険に関する事例】**

【事例 1】複数の児童生徒がキャッチボールをしていて、隣家の窓ガラスを割った。



⇒投げた者が悪いのかキャッチできなかった者が悪いのかなど「過失割合」を判断することが難しい。賠償責任額を人数で等分することになる。

【事例 2】放課後、一緒に野球をして遊んでいた。打者が振ったバットがすっぽ抜けて次打者に当たり、ケガをさせた。

⇒遊びでなくても、同じスポーツ（＝運動）をしていた者への賠償責任は原則生じない。P T A では、バレーボールの試合中（＝練習中も含む）のケガが多いが、相手に損害賠償責任を問うことはできない。しかし、学校の体育の時間中の事故やスポーツ少年団での運動中の事故については、学校やコーチに責任が生じることもある。

【事例 3】学校で、ケンカやいじめ等によってケガをした。学校の休み時間中に、ふざけていて器物を損壊させた。

⇒一般の保険では、喧嘩闘争行為は不担保となっているが、P T A 24 保険では対象としている。しかし、当事者の責任能力、手出しの後先などで、もめる場合が多い。このような場合、学校の確認書を取り付け判断することになる。また、器物損壊の場合も、当事者の話だけでは、故意か過失

かが判明しにくいいため、学校へ確認書を取り付け判断することが多い。

**「給付会アンケート」へのご協力、お願いします**

昨年度実施しました「給付会についてのアンケート」を今年度も実施いたします。県内全ての国公立小・中学校から回答をお寄せいただき、昨年度との比較・考察等を行います。結果については、9 月末頃に公表させていただく予定です。

**自転車による損害賠償責任が問われる事故が多発しています。**

- ①車の横を通る際、接触しドアミラーを破損させた。
- ②マンションから出て来た人にぶつかり、ケガをさせた。
- ③自転車同士の衝突により、相手が転倒し頭を打撲した。



年間保険料も格安となっていますので、『P T A 24 保険』への加入をご検討ください。（詳細については、取扱代理店（株）ワイズ ☎ 058-248-0033 へお問い合わせください）

今号は「賠償事故」に関する特集を組みました。『給付会便り』に掲載して欲しい内容やご意見等をお寄せください。

例年、夏休み期間中の P T A 活動中の災害（傷害・賠償事故）が多いです。事故防止に万全の備えを！

